

第 37 号議案

足立区立公園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区立公園条例の一部を改正する条例

足立区立公園条例（昭和 33 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第 1 条の 7 政令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

第 29 条中「第 5 条の 3」を「第 5 条の 11」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

都市公園法等の改正に伴い、運動施設の敷地面積の基準を定めるほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。